

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和3年12月1日(水)  
開会 午後1時30分  
閉会 午後1時45分  
場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	青木敏郎	職務代理者	深谷重穂
委員	三井哲	委員	鈴木武久

(書記)

総務部部長(書記長)	清水創一	総務課主任主査(書記)	窪田大輔
総務部次長(書記)	小野田浩司	総務課主査(書記)	横田竜一
総務部副参事(書記)	服部誠	総務課主事(書記)	倉内菜穂
総務課副主幹(書記)	鈴木正康		

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

- (1) 専決処分について(委員長報告)
- (2) 選挙人名簿定時登録(令和3年12月)について
  - ア 定時登録資格要件
  - イ 選挙人名簿登録数(12月定時登録)
  - ウ 在外選挙人名簿登録者数
  - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
  - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>それでは、青木委員長より挨拶をお願いします。</p>
青木委員長	<p>&lt;挨拶&gt;</p>
小野田書記	<p>ありがとうございました。ここからは、青木委員長に議事の進行をしていただきます。よろしくをお願いします。</p>
青木委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。議題（1）専決処分について、書記より説明をお願いします。</p>
倉内書記	<p>議題（1）の専決処分について、事務局書記の倉内より説明いたします。資料の1ページを御覧ください。記載の2名の方について、在外選挙人名簿への登録を当委員会にて行いましたので報告いたします。表には、登録を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。</p> <p>2ページを御覧ください。こちらは、今回登録した方の被登録資格について確認をした結果になります。確認事項としましては、①在外選挙人名簿に既に登録されていない者であること、②申請時において年齢満18年以上であること、③日本国民であること、④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること、⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有していること、これら7点について本籍地の市長に確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録いたしましたことを御報告いたします。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。（1）専決処分について、御異議ございませんか。</p>

<p>青木委員長</p>	<p>&lt;異議なしの声&gt;</p> <p>御異議ないようですので、(1) 専決処分については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(2) 選挙人名簿定時登録(令和3年12月)について、書記より説明をお願いします。</p>
<p>倉内書記</p>	<p>続きまして、議題(2) 選挙人名簿定時登録(令和3年12月)について事務局より説明いたします。3ページを御覧ください。こちらは令和3年12月定時登録における資格要件になります。</p> <p>1、定時登録の基準日及び登録日は、令和3年12月1日(水)、本日となります。</p> <p>2、登録要件は、(1)、(2)となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の(1) 国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、令和3年12月2日において、年齢満18年以上の者になります。次に(2) 住所要件としては、ア、令和3年9月1日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ、3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和3年8月1日から令和3年11月30日までに転出した者、ウ、帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>3、抹消者については、(1)から(3)までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。(1)は、令和3年7月31日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。(2)は、前回の基準日から本日まで死亡した場合です。(3)は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>4、その他「転出者」で表示される者とは、令和3年8月1日以降の転出者であり、先程の2登録要件の(2)住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが転出後4か月以内の者となります。</p> <p>続きまして4ページを御覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和3年12月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,726人、女23,581人であり、合計48,307人となります。下に、参考としてみよし市長選挙選挙時登録からの増減を示した表を記載しています。ページをめくっていただき、以下、5ページは投票区ごとの内訳表、6ページは世代ごとの内訳表、7ページは前回のみよし市長</p>

選挙の際の選挙時登録と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。12月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男23人、女16人、合計39人 となります。下には参考として前回の国政選挙である衆議院議員選挙選挙時登録からの増減を記載していますが、議題（1）で御報告いたしました2名が増加したのになります。

ページをめくっていただき、9ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、その数は967となります。算出方法は、記載の計算式のとおりとなります。

次のページを御覧ください。こちらは同じく地方自治法で規定されている「議会の解散請求」「議員の解職請求」「市長の解職請求」「副市長をはじめとする主要公務員の解職請求」「教育委員会の委員の解職請求」に必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、その数は、16,103人となります。こちらにつきましても、算出方法は記載の計算式のとおりとなります。

以上が事務局からの説明となります。

青木委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

それでは、御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。(2) 選挙人名簿定時登録（令和3年12月）について、御異議ございませんか。

<異議なしの声>

青木委員長

御異議ないようですので、(1) 専決処分について、(2) 選挙人名簿定時登録（令和3年12月）については、承認されたものいたします。

以上で本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日は御苦勞様でした。